

第 3 回 座間味村議会定例会

第 2 日 目

9 月 12 日

令和元年第3回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 元 年 9 月 1 1 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 議	令和元年9月12日 午前10時00分 議長宣言		
	閉 会	令和元年9月12日 午前11時06分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	宮 平 讓 治	6 番	宮 平 清 志
	2 番	宮 平 喜 文	7 番	中 村 秀 克
	3 番	垣 花 太 郎		
	5 番	中 村 勇		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	1 番	宮 平 讓 治	2 番	宮 平 喜 文
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 勝 宏	臨 時 書 記	
	村 長	宮 里 哲	教 育 課 長	中 村 悟
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	副 村 長	宮 平 真由美	船 舶 ・ 観 光 課 長	糸 嶺 直 生
	教 育 長	中 村 光 男		
	総 務 ・ 福 祉 課 長	宮 平 壮 一 郎		
	産 業 振 興 課 長	松 田 力		
	会 計 課 長	垣 花 健		

令和元年第3回座間味村議会定例会議事日程（第2号）

（令和元年9月12日午前10時00分開議）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2	議案第43号	座間味村立幼稚園入園料及び保育料徴収条例の全部を廃止する条例について
3	議案第44号	座間味村廃棄物処理及び清掃に関する条例の全部を改正する条例について
4	議案第45号	座間味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
5	議案第46号	座間味村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
6	議案第47号	座間味村支給認定及び保育施設等の利用調整等に関する条例の一部を改正する条例について
7	議案第48号	座間味村座間味地区及び阿嘉・慶留間地区給水条例の一部を改正する条例について
8	議案第49号	座間味村下水道条例の一部を改正する条例について
9	議案第50号	座間味村農業・漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
10	議案第51号	座間味村船舶運航事業条例の一部を改正する条例について
11	議案第52号	座間味村いじめ問題対策連絡協議会等設置条例について
12	議案第53号	座間味村税条例の一部を改正する条例について
13		報告（報告第2号～報告第5号まで）
	報告第2号	平成30年度座間味村繰越明許費繰越計算書の訂正報告について
	報告第3号	平成30年度財政健全化判断比率の報告について
	報告第4号	平成30年度資金不足比率の報告について
	報告第5号	地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について（沖縄県土地開発公社）
14	同意第3号	座間味村副村長の選任について
15	諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦について

○ 議長（中村秀克）

ただいまから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番 宮平譲治議員及び2番 宮平喜文議員を指名いたします。

日程第2．議案第43号 座間味村立幼稚園入園料及び保育料徴収条例の全部を廃止する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号 座間味村立幼稚園入園料及び保育料徴収条例の全部を廃止する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第43号 座間味村立幼稚園入園料及び保育料徴収条例の全部を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第3．報告第44号 座間味村廃棄物処理及び清掃に関する条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

この中の別表第2のほうで、ゴミ袋に入らない粗大ゴミの手数料の設定と、あと処理の仕方が書かれていますが、この料金の徴収方法については、どのような形ですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

料金のほうにつきましては、粗大ゴミのステッカーを販売する予定となっております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

では前もって役場のほうに届け出て、ステッカーを張って、そのもの自体は個人がゴミ出しをするということですか。回収に来るのか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

基本的にステーションに入るのはそのようお願いして、もし入らない場合は持ち込み。また、条例の別表第3のほうにあります。どうしても困難な場合はこちらのほうで回収しに行く場合も想定しておりますので、こちらから回収に行く場合はまたトラックの手数料として金額を設定させていただいております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

わかりました。今ごみ袋等に入らないごみ処理で、現場のほうも大変作業負担が大きくなっていると思います。

あともう一点、今よくごみを捨てに行きますと、そこで働く職員がペットボトルのキャップを外したり、ラベルを剥がしたりという作業で結構多くの時間を費やしていると思うのですが、本来それは捨てる側がちゃんとラベル等も剥がして、キャップも外して捨てる形だったと思うのですが、その辺のほうももう一度、そういうことであればちゃんと包装なり、もう一度周知をしたほうが良いと思うのですが、いかがですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

今回の条例の料金設定につきましては、来年度の4月1日からの予定をしております。その間に、当然クリーンセンターの職員と再度打ち合わせして、ごみの分別の収集日及び持ち込みの時間帯等、そういった全ての流れを職員とヒアリングを行いながら、4月1日より新たな収集日、持ち込み時間等を設定して、取り組んでいきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

わかりました。よろしく申し上げます。

○ 議長（中村秀克）

すみません、訂正です。先ほど「報告第44号」と言いましたが、「議案第44号」です。訂正いたします。

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号 座間味村廃棄物処理及び清掃に関する条例の全部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第44号 座間味村廃棄物処理及び清掃に関する条例の全部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第45号 座間味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号 座間味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第45号 座間味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第46号 座間味村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号 座間味村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第46号 座間味村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第47号 座間味村支給認定及び保育施設等の利用調整等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

進行いたします。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号 座間味村支給認定及び保育施設等の利用調整等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第47号 座間味村支給認定及び保育施設等の利用調整等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第48号 座間味村座間味地区及び阿嘉・慶留間地区給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長(中村秀克)

再開します。

〈録音音声漏れ〉

○ 村長(宮里 哲)

まさしくつくろうとしている高速船の新造船が就航するころには、まだ財源は確定しておりませんが、リースで借りるのか、あるいは一括交付金が活用できるのであれば、それで買い取るのかというところでやってはおりますが、いずれにせよリース料であったり、あるいは買い取りになる場合には過疎債、あるいは公共交通事業債ですか、そういった起債の償還が始まるのがもう既にわかっております。ですので、これから義務的経費がふえていくのは確実であるという状況がございまして、簡単に船賃を値下げするということはできないと思っております。また、国の制度の中で補助航路に関しての赤字の補填のあり方も、これまでは精査をする中で、純粋に赤字に対して国と市町村で一般会計から持ち出しをしながら赤字の補填をしてきていますが、現在は国のほうで赤字を補填するようになっております。ただ、収支見込みをしっかりと出した上で、本当に赤字が出るのかどうか、そういったところを含めて赤字の補填をするということでありまして、またこの赤字の補填も私たち財政だけで言えば、補填してくれればいいのではないかという話にもなるかもしれませんが、結局は国民の皆様の税金を使うという大前提がありますので、そこに頼るのも私たちはいかなるものかというのは持たなくてはいけないと思っております。これは座間味村の航路事業者だけではなくて、全航路事業者が同じような意識の中で公益企業を運営していくというのはとても大切なことだと思っておりますので、この大原則にのっとって運賃の設定をさせていただいているところです。この運賃の設定に関しましても私たちだけで決めるのではなくて、今回の消費税もそうですが、ちゃんと国土交通

省に申請をさせていただいて、適正な料金になっているかどうかというのも、あちらの監督のもとでしっかりとチェックをした上で料金設定をしているというのもあわせて御承知おきいただきたいと思います。心情的にはもちろん多くの方々、また郷友の皆様にも安くチケットを提供させていただいて、一人でも多くの方々に来訪していただきたい。あるいは郷友の皆様にも帰ってきていただきたいという心情はありますが、そういった状況を踏まえて、ぜひ現行の料金設定がなされているということを御理解いただきたい。

あわせて、もう一度繰り返しになりますけれども、これからフェリーの元金の償還が始まります。そして新造船ができた暁にはリース料、あるいは利子、元金の償還が始まるということと言えますと、ここ四、五年は確かに黒字にはなっておりますが、決して航路事業の財政状況としては、将来的に今のように明るい見通しがあるということはないということを御承知おきいただきたいと思ひますし、そのために現在の黒字の中で年度を通して黒字になった部分に関しては、財政調整基金、これは一般会計ではなくて航路事業のほうでも財政調整基金を設けて、そのときのための蓄えをしているという状況があるということも知っていただいて、現状の料金に御理解をいただきたいということです。将来的にも今のところは改定するというのはなかなかはいとは言えない状況であるということでございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

今村長がおっしゃることは、我々も当然これから支払い等が始まると、それはわかります。ただ、あくまでもそういうあれがないかと。それをやってくださいではなくて、もしそういう余地というのですか、そういうことがあれば、例えば安くして人がふえると。話が違うのですが、例えば今まで沖縄県のゴルフ場は非常に高いと。ところが料金を落としたことによって利用者がふえたというケースもあるものですから、それは陸上と海上の違いはありますけれども、安くすることによってたくさん人が入ってくるということもあり得ますので、ただそういうことも参考にしながら、これから先、そういうのも検討してはいかかなということで一応お話をさせていただきました。ですから、この消費税に関わる増税分に関しての、この条例に関しての、要するに反対ということではないのです。要するにそういうことも少し視野に入れながら、今後の情勢も見ながらやっていったらいかかなものかということで、一応参考までにお話ししました。以上です。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

承りたいと思います。ただ、お客さんがいっぱい来ればいいというのも、確かにありがたい話ではありますが、昨今マスコミ等でもにぎわっているオーバーツーリズムの話も含めて、私たちの観光とは、これから私たち座間味村がどういう方向性を持っていくのかということも非常に重要な点でございますので、先ほどは航路会計の財政の健全化についてお話をさせていただきましたが、それだけではなくて、座間味村全体の観光のあり方、あるいは住んでいる人たち、私たちの住民の皆様への生活の安定、そういったところも含めてトータル的に考えた上で料金の設定であったり、観光の方向性というのは見定めていく必要があると認識しておりますので、その辺はぜひ御承知おきいただきたいと思ひます。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。1番 宮平讓治議員。

○ 1番（宮平讓治議員）

すみません、直接この議案とは関係ないのかもしれないですけども、今村長のほうからオーバーツーリズムという言葉が出たので、船の運航体制について今後少し見直しをする必要があるのか。そのまま、今の

体制だからこれだけの入客数につながったのかの検証も含めて、今、一部で思っている人たちは、日帰り客数がふえて、一泊したい客、ダイビングしたい客の船が抑えられないというような声も聞こえていると思います。その辺も含めて、日帰り客が多いことによって、そこで潤う事業所もいると思いますが、島全体として考えた場合に、やはり何泊かすることによって島全体で大きな経済効果が生まれると思います。その辺も含めて何が正しいのかはわかりませんが、そういう船の運行体制の見直しをする各事業所、いろんな団体がありますが、行政も含めて見直しをして、何が正しいのかを検証するような話し合いができる場を、今後村の観光のあり方も見直しながら、そういう話し合いができる場を持つことができないかと思いますが、いかがでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今の船の運航の体制をどういうふうに変えていくかというのは、逆に御提案をいただければ、いろいろ検討もできるのかと思っております。フェリーは今もうでき上がっておりますし、速度も決まっております。定員も決まっております。高速船に関しても、ほぼほぼ大きさとか定員とか速度というのは、これまで船舶建造検討委員会の中で議論をさせていただいております。固まってきている中で、現行の船、あるいは近い将来できるであろう高速船を踏まえて、どのような運行体制がいいのかというのは、この条件の中でしっかりと議論をする必要があると思っております。現実問題、夏場は今私たちの持っている統計では、約4割が日帰りだという数字も出てきておりますので、そういったところも含めてどのようにすれば産業の振興が図れるのかということも一緒に、あわせて考えていければと思っております。そういった意味では、いろいろな御提案、御提言等がございましたら、ぜひ行政のほうに持ってきていただけるといろいろな議論ができるのかと思っておりますので、これからもよろしくお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号 座間味村船舶運航事業条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第51号 座間味村船舶運航事業条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第52号 座間味村いじめ問題対策連絡協議会等設置条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号 座間味村いじめ問題対策連絡協議会等設置条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第52号 座間味村いじめ問題対策連絡協議会等設置条例については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第53号 座間味村税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号 座間味村税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第53号 座間味村税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 報告第2号 平成30年度座間味村繰越明許費繰越計算書の訂正報告についてから、報告第5号 地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について（沖縄県土地開発公社）を一括報告といたします。

本案について、村長の報告を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

平成30年度座間味村繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成30年度座間味村繰越明許費繰越計算書を次のとおり訂正して報告する。

平成30年度座間味村繰越明許費繰越計算書

一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	起債	その他	
6 農林水産費	1 農業費	農業基盤整備促進工事	円 25,800,000	円 16,296,000	円 0	円 0	円 15,482,000	円 0	円 0	円 814,000
7 商工費	1 商工費	備品購入費	10,433,000	10,433,000	10,433,000	0	0	0	0	0
8 土木費	2 道路橋りょう費	阿佐地区避難路法面対策工事	2,668,000	2,668,000	0	0	0	0	0	2,668,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	阿真地区道路整備工事	20,918,000	12,840,000	0	0	0	12,840,000	0	0
8 土木費	2 道路橋りょう費	修繕費	2,512,000	2,486,000	0	0	0	0	0	2,486,000
8 土木費	4 港湾費	施設修繕費	6,895,000	6,895,000	0	0	0	0	0	6,895,000
8 土木費	4 港湾費	(一括)歴史文化・健康づくり拠点整備施行管理委託費	23,034,000	16,554,000	0	0	12,899,000	0	0	3,655,000
8 土木費	4 港湾費	(一括)歴史文化・健康づくり拠点整備磁気探査委託費	10,800,000	7,940,000	0	0	0	0	0	7,940,000
8 土木費	4 港湾費	(一括)歴史文化・健康づくり拠点整備工事請負費	799,793,000	479,666,000	115,659,000	0	364,007,000	0	0	0
8 土木費	6 住宅費	修繕費	21,548,000	8,221,000	0	0	0	0	0	8,221,000
10 教育費	1 教育総務費	手数料	52,000	52,000	0	0	0	0	0	52,000
10 教育費	1 教育総務費	(一括)座間味村戦跡及び戦跡記念碑等環境整備施行管理委託費	4,884,000	4,884,000	0	0	3,907,000	0	0	977,000

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	起債	その他	
10 教育費	1 教育総務費	(一括)座間味村戦跡及び戦跡記念碑等環境整備事業(座間味島)	円 5,338,700	円 31,104,000	円 0	円 0	円 17,419,000	円 0	円 0	円 13,685,000
10 教育費	1 教育総務費	土地購入費(学校用地)	1,116,000	1,116,000	0	0	0	0	0	1,116,000
10 教育費	1 教育総務費	阿嘉小学校教員宿舎体力度調査	2,000,000	2,000,000	0	0	0	0	0	2,000,000
10 教育費	1 教育総務費	冷房設置特例交付金工事	8,926,000	8,926,000	0	0	5,163,000	0	0	3,763,000
10 教育費	2 小学校費	阿嘉小学校校舎改築設計委託業務	24,318,000	24,318,000	0	0	0	0	0	24,318,000
10 教育費	2 小学校費	阿嘉小中学校校舎解体工事	23,570,000	23,570,000	0	0	15,200,000	0	0	8,370,000
10 教育費	2 小学校費	阿嘉校仮設校舎設置工事	23,224,000	23,224,000	0	0	0	0	0	23,224,000
11 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	村道慶留間阿嘉線災害復旧工事	168,694,000	168,694,000	0	134,183,000	0	34,000,000	0	511,000
合計			1,186,523,700	851,887,000	126,092,000	134,183,000	434,077,000	46,840,000	0	110,695,000

令和元年9月11日

座間味村長 宮里 哲

報告第3号

平成30年度健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成30年度健全化判断比率について、別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

令和元年9月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	16.0	174.0
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

備考 健全化判断比率のそれぞれの欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを表す。

報告第4号

平成30年度資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成30年度資金不足比率について、別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

令和元年9月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づく資金不足比率

（単位：％）

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
航路事業特別会計	—	20.0
簡易水道事業特別会計	—	
下水道事業特別会計	—	
漁業集落排水事業特別会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	

備考 各会計の資金不足比率の欄において、「—」が表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表す。

報告第5号

地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人（沖縄県町村土地開発公社）の経営状況を次のとおり報告する。

令和元年9月11日提出

座間味村長 宮里 哲

以上です。よろしく申し上げます。

○ 議長（中村秀克）

これで報告を終わります。

日程第14、同意第3号 座間味村副村長の選任について提出者の説明を求めます。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

それではお願いいたします。

同意第3号

座間味村副村長の選任について

座間味村副村長に下記の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求める。
なお、任期は令和元年10月1日から令和5年9月30日とする。

記

住 所 座間味村字阿真142番地
氏 名 宮 平 真由美
生年月日 昭和32年12月17日

令和元年9月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

座間味村副村長の任期満了に伴い、新たに任命する必要がある、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求める必要がある。

これが本同意を求める理由である。

以上、よろしく申し上げます。

○ 議長（中村秀克）

これで同意案件の説明を終わります。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

これから同意第3号 座間味村副村長の選任について同意を求める件を採決いたします。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって同意第3号 座間味村副村長の選任について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

日程第15、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

諮問第1号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者について、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める

記

住 所 座間味村字阿佐117番地

氏 名 市村 志津子

生年月日 昭和31年9月8日

令和元年9月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

推薦理由

現在、本村の教育委員会委員として活躍中で、教育に限らず過去に行政相談委員等も歴任されており、地域からの信頼も厚く地域住民に密着した活躍が期待できる。

これが、本推薦を求める理由である。

○ 議長（中村秀克）

以上で提出議案の説明を終わります。

暫時休憩します。

休 憩
再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

この人権擁護委員の候補者等については、私も別にとやかく言うことはありません。ただ、一点だけ確認します。もちろんここに書いているように本村の教育委員でもあり同時に、人権擁護委員も併任でそれをやっていたかということの一点だけ確認します。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

おはようございます。この件につきましては、私どもも確認はとっております。国の代表になりますので、併任についても問題ないということで確認しております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりました。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、推薦することに決定いたしました。

これで本定例会の日程は、全部終了いたしました。

これで会議を閉じます。

これをもって令和元年第3回座間味村議会定例会を閉会いたします。

閉 会（午前11時06分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 秀 克

署名議員 宮 平 讓 治

署名議員 宮 平 喜 文